

# 長崎県保険医協会入会申込書 (保険医協会控え)

年 月 日

(フリガナ)		<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 印             </div>	性別
氏名			男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日	○印をおつけ下さい	
		医 科 開業医 ( 無床診 ・ 有床診 ・ 病院 ) 歯 科 勤務医	
医療機関名 (勤務医の場合は勤務先)			
開業又は勤務先 〒			
住 所			
		TEL ( )	FAX ( )
自宅 〒			
住 所			
		TEL ( )	FAX ( )
Eメールアドレス		新聞等送付先 ( 開業又は勤務先 ・ 自宅 )	
診療科		FAX通信先 ( 開業又は勤務先 ・ 自宅 ・ 不要 )	
出身大学 _____ 大学 ( 医 ・ 歯 ) 学部 _____ 年卒			
入会動機 1. 新聞 2. 紹介 ( ) 先生 3. その他 ( )			

貴会の趣旨に賛同して入会を申込みます。また、入会申込にあたり、個人情報の取り扱いについて、申込時に通知された内容を承知し、同意しております。

# 長崎県保険医協会入会申込書（申込者控え）

年 月 日

(フリガナ) 氏名	印	性別 男・女
生年月日 昭和・平成 年 月 日	○印をおつけ下さい 医 科 開業医（無床診・有床診・病院） 歯 科 勤務医	
医療機関名 (勤務医の場合は勤務先)		
開業又は勤務先 〒 住 所 TEL ( ) FAX ( )		
自宅 〒 住 所 TEL ( ) FAX ( )		
Eメールアドレス	新聞等送付先（開業又は勤務先・自宅）	
診療科	FAX通信先（開業又は勤務先・自宅・不要）	
出身大学 _____ 大学（医・歯）学部 _____ 年卒		
入会動機 1. 新聞 2. 紹介（ ）先生 3. その他（ ）		

## 長崎県保険医協会ご入会に際して

入会された先生には、全国保険医団体連合会発行の『全国保険医新聞』（月3回）、『月刊保団連』（月1回）、その他臨時出版物、および『長崎保険医新聞』（月1回）、その他諸資料をお届けします。

### 【会費に関する事項】

- 会費月額 開業医会員・病院会員4,000円、勤務医会員3,500円（入会金なし）  
\*但し、下記の内規により80歳以上は月額2,000円、家族会員の会費特例措置者は月額1,000円。
- 会費納入は、銀行口座自動振替にてお願いいたします。  
(取扱銀行) 十八親和・西日本シティ・長崎・みずほ 銀行、たちばな信用金庫  
会費は入会日の翌月分から徴収します。  
会費の振替は、年4回に分けて（1月；11～1月分、4月；2～4月分、7月；5～7月分、10月；8～10月分）、1、4、7、10月の各7日に3ヶ月分ずつ指定銀行口座より振替ます。

### 【長崎県保険医協会会則】

#### 【内規3】高齢会員会費減額規定

80歳以上の会員の会費額を2,000円に減額する。実施月は誕生日の翌月からとする。なお、会費特例措置適用者を有する院長(管理者)あるいは配偶者には、高齢会員会費を適用しない。  
<付則> 1. 本規定は2002年8月1日より施行する。 2. 2025年7月26日一部改正施行。

#### 【内規4】家族会員の会費特例措置規定

同一医療機関に院長(管理者)と勤務医という関係で勤務している2親等以内の親族(血族・姻族問わない)、もしくは勤務先が異なる医療機関であっても夫婦の双方が勤務医または夫婦の一方が院長(管理者)でもう一方が別医療機関の勤務医の場合は、本人からの申し出により本会からの郵送物を一人分に限定するという条件を受け入れる限りにおいて、院長以外の会員の会費を月額1,000円とする。この措置の詳しい要件は以下の通りとする。

- 1) 「同一医療機関」とは同一の診療所または病院のことで、同一法人の意味ではない。
- 2) 2親等以内の親族が「同一医療機関」に勤務していても、いずれもが院長(管理者)として独立して医業を営む場合は対象としない。
- 3) あらたに適用を受けようとする者同士が2親等以内の親族であっても、すでにそれぞれの間柄において片方の会員が本規定の適用を受けている場合は、対象外とする。
- 4) この特例措置適用で送付しない「郵送物」とは、本会から会費に含まれるとして無料送付している新聞や出版物等をいう。
- 5) 措置を受けた会員が、夫婦関係の解消や同一医療機関勤務でなくなった時は遅滞なく本会へ申し出ることをとする。この場合、本特例措置は当該月末日をもって効力を失う。

<付則> 1. 本規定は2011年8月1日より施行する。 4. 2025年7月26日一部改正施行。